

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、衣浦東部広域連合消防局キャラクター「キヌビィー」(以下「キャラクター」といい、基本デザインは別図のとおりとする。)のイラストの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 キャクターのイラストを使用しようとする者は、あらかじめ衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャクターのイラストの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他消防長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の手続を必要としない。ただし、使用する際は衣浦東部広域連合消防局消防課へ連絡すること。

- (1) 国、地方公共団体又はその他公共的団体が使用する場合
- (2) 碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の消防団が使用する場合
- (3) 報道関係機関が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的に使用する場合
- (4) 職員が公務上で使用する場合
- (5) その他消防長が適当と認めた場合

(使用の承認)

第3条 消防長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は内容を審査し、当該使用が防火、防災、減災啓発活動等に寄与する又は、衣浦東部広域連合消防局のPRに寄与すると認める場合は、キャラクターのイラストの使用を承認することができる。

2 前項の規定により使用の承認をする場合は、消防長は、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。ただし、必要があると認める場合は使用の承認について条件を付することができるものとする。

(使用の制限)

第4条 キャクターのイラストの使用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、消防長は、その使用を承認しないこととし、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

- (1) 防火、防災、減災啓発活動等に寄与する趣旨に反するおそれがある場合

- (2) 衣浦東部広域連合消防局の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を衣浦東部広域連合消防局が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体等の売名又は利益に利用されるおそれがある場合
- (6) 衣浦東部広域連合消防局及び関係市（碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市）の事業又は関連事業を推進するうえで支障を来たすおそれがある場合
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (8) キャラクターのイラストが適正な使用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (9) 法令や公序良俗、この要綱の規定に反するおそれがある場合
- (10) その他消防長が使用を承認することが不相当と認めた場合
(使用の範囲)

第5条 第3条の規定によりキャラクターのイラストの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等において使用することができる。ただし販売を目的とした物品への使用は認めない。

(使用料)

第6条 キャラクターのイラストについて、使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法のみに使用し、この要綱の定め及び消防長の指示を遵守すること。
- (2) 衣浦東部広域連合消防局が製造した物品であると誤認されないように配慮すること。
- (3) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことのないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (4) キャラクターのイラストの使用に際し、その表情、様態、色彩の一部であっても変更して使用しないこと。ただし、消防長があらかじめ適当と認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクターのイラストの使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮をすること。
なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に関して、一切の責任は使用者が負うこと。
- (6) 第三者に対し使用の権利を譲渡し、又は再許諾しないこと。

- (7) キャラクターのイラストについて、使用者は知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。
- (8) キャラクターのイラストを使用する際は、「衣浦東部広域連合消防局キャラクター「キヌビー」」と記載すること。ただし、記載が困難であると消防長が認めた場合は、この限りでない。
- (9) 前号の表記の他にキャラクター名をアルファベットで表記する場合は「K I N U B E E」とすること。
- (10) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに消防長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (11) 提供を受けたキャラクターのイラストの画像データは、複製又は第三者に開示若しくは漏えいをしないこととし、使用終了後は、速やかに消去すること。

(是正の措置)

第8条 消防長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
 - (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
 - (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けたとき。
 - (5) 解散、合併又は営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来したとき。
 - (6) 監督官庁から営業の取り消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
 - (7) 虚偽の申請を行ったとき。
 - (8) 承認の条件に違反したとき。
 - (9) 第4条第1項各号のいずれかに該当したとき。
 - (10) 前条の規定その他この要綱に違反したとき。又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- 2 消防長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認取消通知書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 消防長は、第1項の規定により使用の承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。
- 4 消防長は、その承認を得ずにキャラクターのイラストを使用している者又

は使用しようとしている者に対して、イラストの使用停止及び使用した物件の回収を求める等、適切な措置をとることができる。

- 5 第3項及び前項の規定による物件の回収に要する費用は、当該回収を行うべき者の負担とする。また、キャラクターのイラストの使用承認の取り消しに起因する損失補償等について、一切の責任は使用者が負うこと。

(損害賠償)

第9条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、衣浦東部広域連合消防局が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、衣浦東部広域連合消防局に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのイラストの使用等の取扱いについて必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

衣浦東部広域連合消防局キャラクター 「キヌビィー」 基本デザイン



衣浦東部広域連合消防局キャラクター 「キヌビィー」 基本デザイン



様式第1号（第2条関係）

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認申請書

年 月 日

（あて先）衣浦東部広域連合消防長

（申請者）住所（所在地）

氏名（団体名称・代表者指名）

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用に関する要綱第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-----------------------|--|
| 使用目的 | |
| 使用対象物 ※該当する全て○をつける | (1) ポスター・チラシ等の広報・印刷物 (2) ウェブ広告 (3) 記念品・啓発品 (4) その他（) |
| 作成（発行） 数 | |
| 使用場所 （配布場所） | |
| 使用期間 （配布期間） | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 担当者連絡先 | 担当者氏名： 住所（所在地）： 電話番号： メールアドレス： |

添付書類

- 1 企画書等（レイアウト・図面など）
- 2 使用対象物の見本等（写真・図面でも可）
- 3 申請者の概要等（会社のパンフレット等）

衣広消第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合消防局
消防長 印

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 承認番号 第 号

3 使用（配付）期間

4 使用条件

キャラクターイラストの使用にあたっては、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用に関する要綱を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

衣広消第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合消防局
消防長 印

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用については、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

衣広消第 号
年 月 日

様

衣浦東部広域連合消防局
消防長 印

衣浦東部広域連合消防局キャラクターイラスト使用承認取消通知書

年 月 日付け 衣広消第 号で承認したキャラクターイラスト使用（承認番号 ）については、下記の理由により承認を取消します。

記

取消しの理由